

ベトナム

2023 年度 外部事後評価報告書
海外投融資「ビンズオン省上水道拡張事業」

外部評価者：OPMAC 株式会社 持田智男

1. 事業の概要



ビンズオン省の位置図
(出所：白地図ぬりぬり)



タンヒエップ浄水場の凝集設備
(出所：評価者撮影)

1.1 事業概要

ビンズオン省上水道拡張事業（以下、「本事業」という。）の対象となるビンズオン省は、ホーチミン市の北東部に位置し、外国直接投資を積極的に誘致し大規模な工業団地が集積する地域であるとともに、ホーチミン市への通勤者のベッドタウンとなっており、ベトナムの産業化進展において重要な位置を占める。同省への堅調な外国直接投資による工場集積、工場労働者増加および都市化の進展に伴い、同地域の水需要は、アジア開発銀行（ADB）によると、年 17% のペースで増大しており、2023 年には同省の給水能力 45 万 m³/日を水需要が超えることが予測されていたことから、上水道設備の能力増強が必要な状況にあった。

本事業は、ベトナムのビンズオン省において、浄水場の拡張を行うことにより、同省の給水能力を増強し、もって同省及びホーチミン市を含む南部地域の持続的な経済成長に寄与するもの。

2. 調査の概要

2.1 外部評価者

持田 智男（OPMAC 株式会社）

2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2023 年 8 月～2025 年 1 月

現地調査：2024年3月10日～3月23日、2024年8月4日～8月10日

3. 結論

本事業は、ベトナムのビンズオン省において、浄水場の拡張を行うことにより、同省の給水能力を増強し、もって同省及びホーチミン市を含む南部地域の持続的な経済成長に寄与することを目的としていた。

妥当性：本事業は、審査時、事後評価時ともに同国中央政府、地方省政府の開発政策の方向性には変わりはなく、開発ニーズにも整合している。ビンズオン省において、浄水場の拡張を行うことにより、同省の給水能力を増強し、もって同省およびホーチミン市を含む南部地域の持続的な経済成長に寄与するというアプローチに関し、ビンズオン省内の計画、アプローチは適切と判断された。

整合性：本事業は、日本の援助政策、そして JICA の協力方針との整合性があるとともに、JICA 外の機関との連携と調整が行われ、国際的な枠組みに沿うものであり、具体的な成果が確認できる。さらに、円借款の実施機関であった Binh Duong Water-Environment Joint Stock Company¹（以下、「BIWASE」という。）に対して、海外投融資による支援を行うことにより、BIWASE の信用力の向上に寄与したことなど、その支援の必要性和適切性が確認できる。

効率性：南部ビンズオン省において、浄水場の拡張を行うという事業スコープは明確であり、アウトプットの計画・実績比較にもとづき、アウトカムの充足に資するアウトプットが実現されていると評価される。事業費は計画内に収まったものの、事業期間は計画をやや上回ったが、これは新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けたやむを得ない措置であった。

有効性：有効性に関し、運用効果指標である浄水処理能力、浄水場の給水量、増設施設利用率は目標年において充たされており、ビンズオン省の給水能力の増強が図られたと評価される。特に、浄水場の給水量と増設施設利用率は、目標値を大きく上回っている。

インパクト：インパクトについては、限られたサンプル数の受益者調査（本事業によって建設された浄水施設が所在する浄水場からの水道を利用している企業と住民）であるが、浄水場の拡張事業を含む BIWASE の水道事業が、持続的な都市環境の改善、工業化の推進、公衆衛生の向上に寄与していると推定される回答結果（水道水の質・量の両面での確保）を得ている。環境社会面でも特段の問題は見られていない。また、ジェンダー、社会的弱者への

¹ 事前評価時の事業者の名称は「Binh Duong Water-Environment Joint Stock Company (BIWASE)」であったが、2023年に「Binh Duong Water - Environment Corporation - Joint Stock Company (BIWASE)」に名称変更している。

配慮が払われ、水道水の品質の確保という SGD6 の観点から捉えると、人々の健康への配慮も払われていると考えられる。その他のインパクトとして他国関係者への経験の共有が挙げられる。

持続性：本事業の運営・維持管理は、関連する政策・制度、組織・体制、技術、財務、維持管理状況に問題なく、持続性が確保されており、かつ環境社会面等からの持続性リスクがある場合に予防策が講じられている。

以 上

・本評価結果の位置づけ

本報告書は、より客観性のある立場で評価を実施するために、外部評価者に委託した結果を取り纏めたものです。本報告書に示されているさまざまな見解・提言等は必ずしも国際協力機構の統一的な公式見解ではありません。本報告書は、国際協力機構又は外部評価者による法務、会計、税務その他の専門的な助言又はサービスの提供を意図しているものではありません。国際協力機構又は外部評価者は、本報告書に掲載されている全ての情報について完全性、正確性、適時性を保証するものではなく、情報の誤り、欠落、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。いかなる場合にも国際協力機構の役職員及び外部評価者は、本報告書に掲載されている情報に基づいて行われた決定又は採用された措置に関して、いかなる方に対しても一切の責任を負いません。また、外部評価者と国際協力機構あるいは事業実施主体等の見解が異なる部分に関しては、国際協力機構あるいは事業実施主体等のコメントとして評価結果の最後に記載することがあります。本報告書に記載されている内容は、国際協力機構の許可なく、転載できません。